

グループホーム愛生
(認知症対応型共同生活介護)

人吉市 4370300677

利用契約書



グループホーム愛生利用契約書

様（以下「利用者」という）と医療法人愛生会（以下「事業者」という）は、契約者がグループホーム愛生（以下「事業所」という）において事業者から提供される、認知症対応型共同生活介護サービス（以下「サービス」という）について、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結します。

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、認知症対応型共同生活介護に介護保険関係法令と本契約に従って利用者に対してサービスを提供し、利用者が共同生活住居において家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活の世話及び機能訓練を受けることにより、その有する能力に応じ自立した日常生活が営めるよう支援し、利用者又は連帯保証人は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間と更新）

- 1 本契約の期間は、令和 年 月 日～令和 年 月 日迄とします。但し、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。
- 2 上記契約期間満了日または契約解除した日の10日前までに更新の拒絶の申し出がない場合は、本契約は自動更新され、以降も同様とします。
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から更新後の要介護認定有効期間満了日とします。但し、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合、変更後要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

第3条（連帯保証人・身元引受人）

- 1 事業者は、利用者に対して連帯保証人と身元引受人を定めることを求めることがあります。但し、連帯保証人と身元引受人を定めることができない相当の理由がある場合はその限りではありません。尚、利用者代理人は身元引受人を兼ねることができます。
- 2 連帯保証人は本契約に基づく利用者の事業者に対する債務について連帯債務者となります。連帯保証人は、利用者が本契約上当施設に対して負担する一切の債務を限度額60万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。（保証の限度額は、利用料の最大額が1ヶ月おおよそ30万円程度であることから約2か月分を想定して設定しております）
- 3 身元引受人は、事業者が必要と認め要請したときはこれに応じ、事業者と協議し、身上監護に関する決定、利用者の身柄の引取、残置財産の引取等を行なうことに責任を負います。

第4条（利用基準）

- 1 次の各号に適合する場合、グループホームの利用ができます。
 - ① 要介護1以上の認知症の高齢者であること。少人数で共同生活を営むことに支障がないこと、また自傷他害の恐れがないこと。
 - ② 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
本契約に定めることを承認し、重要事項説明書に記載する運営方針に賛同できること

第5条（認知症対応型共同生活介護計画の作成）

- 1 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境に照らし、利用者及び身元引受人と介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容などを記載した認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という）を速やかに作成します。
- 2 介護計画作成後においても、その実施状況の把握を行い必要に応じて介護計画を変更します。
- 3 利用者及び身元引受人は、事業者に対し、介護計画の内容をいつでも変更するよう申し出ることができます。この場合、事業者は、明らかに変更が必要がないとき及び利用者又は身元引受人の不利益となる場合を除き、利用者に希望に沿うよう介護計画を変更します。
- 4 事業者は、介護計画を作成し、又同計画を変更した場合は、その介護計画を利用者及び身元引受人に対し、内容を説明します。

第6条（サービス内容及びその提供）

- 1 事業者は、利用者に対して、前条により作成される介護計画に基づき次の各号の各種サービスを提供します。
介護保険給付対象サービスとして、下記のサービス等を提供します。
但し、これらのサービスは、内容毎に区分することなく、全体を包括して提供します。
入浴、排泄、食事、着替え等の介助
日常生活の世話、日常生活動作の介助
機能訓練（日常生活行為を大切に生活リハビリの実施）
相談、援助 介護保険対象外となる各種サービスとして別紙「重要事項説明書」の通り提供します。
- 2 事業者は、利用者に対し、利用開始後の介護計画が作成されるまでの間、利用者がその状態と有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう適切な各種サービスを提供します。
- 3 事業者は、身体的拘束その他利用者の行動を制限しません。但し、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。しかし、その場合も速やかな解除に努めるとともに、理由を利用者本人に説明し、理由及び一連の経過を利用者代理人に報告します。
- 4 事業者は、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努め、利用者の利用状況等を把握するようにします。
- 5 その他サービス内容についての詳細は別紙重要事項説明書に記載してあります。

第7条（医療上の必要への対応）

- 1 事業者は、利用者が、病気又は負傷等により検査や治療が必要となった場合、その他必要と認められた場合は、利用者の主治医又は事業者の協力医療機関において必要な治療等が受けられるよう支援します。
- 2 事業者は、利用者に健康上の急変があった場合は、消防署若しくは適切な医療機関と連絡をとり、救急治療あるいは緊急入院が受けられるようにします。
- 3 事業者は、サービス供給体制の確保並びに夜間における緊急時の対応のために、別紙重要事項説明書記載に協力機関との連携をとっています。

第8条（利用料等の支払）

- 1 利用者又は連帯保証人は事業者に対し、介護計画に基づき事業者が提供する介護保険給付サービス並びに介護保険給付外サービスについて、別紙「重要事項説明書」のおとり利用料等を支払います。
- 2 事業者は、利用者が事業者を支払うべき認知症対応型共同生活介護サービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として保険者より支給を受ける額の限度において、利用者に代わって保険者より支払を受けます（以下「法定代理受領サービス」という）。
- 3 事業者は、利用者又は連帯保証人に対し、毎月15日までに前月の利用料等の請求書を送付します。
- 4 利用者又は連帯保証人は事業者に対し、前項の利用料等を当月末日までに事業者の指定する方法によ

り支払います。

- 5 事業者は利用者又は連帯保証人から利用料等の支払いを受けたときは、利用者又は連帯保証人に対し、領収書を発行します

第9条（法定代理受領サービス以外のサービス提供証明書の交付）

事業者は、法定代理受領サービスに該当しない認知症対応型共同生活介護サービスを提供した場合において、利用者又は連帯保証人から利用料の支払を受けたときは、利用者が償還払いを受けることができるように、利用者又は連帯保証人に対してサービス提供証明書を交付します。サービス提供証明書には、提供した介護保険給付対象の各種サービスの種類、内容、利用単位、費用等を記載します。

第10条（利用者及び身元引受人の権利）

1 利用者及び身元引受人は、グループホームのサービスに関して以下の権利を有します。これらの権利を行使することによって、利用者はいかなる不利益を受けることはありません。

- ① 独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを持ち、尊厳を維持すること。
- ② 生活やサービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み、及び主体的な決定が尊重されること。
- ③ 安心感と自信を持てるように配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活ができること
- ④ 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受けられること。
- ⑤ 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を受けられること。
- ⑥ 家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報が守られること。
- ⑦ 地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為を行なえること暴力や虐待及び身体的精神的拘束を受けないこと。
- ⑧ 生活やサービスにおいて、いかなる差別を受けないこと
- ⑨ 生活やサービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家又は第三者機関の支援を受けること（苦情処理付窓口等は重要事項説明書に記載しています。）

第11条（利用者及び身元引受人の義務）

1 利用者及び身元引受人は、グループホームのサービスに関して以下の義務を追います。

- ① 利用者の能力や健康状態についての情報を正しく事業者を提供すること他の利用者やその訪問者及び事業者の職員の権利を不当に侵害すること。
- ② 特段の事情がない限り、事業者の取り決めやルール及び事業者又はその協力医師の指示に従うこと但し、利用者又は身元引受人が、介護や医療に関する事業者又はその協力医師の指示に従うことを拒否する旨を明示した書面に提示し、それによって起こる全てについて利用者及び身元引受人が責任を負うことを明らかにした場合はその限りではありません。事業者が提供する各種のサービスに異議がある場合に、速やかに事業者に知らせること。
- ③ 市町村並びに介護保険法その他省令に基づく事業者への立ち入り検査について、利用者及び利用者代理人は協力すること。

第12条（造作・模様替え等の制限）

- 1 利用者及び身元引受人は、居室に造作・模様替えをするときは、利用者又は身元引受人は事業者に対して予め書面によりその内容を届け出て、事業者の承認を得なければなりません。又、その造作・模様替えに要した費用及び契約終了時の原状回復費用は利用者又は連帯保証人の負担とします。
- 2 利用者及び身元引受人は、居室以外のグループホーム内の造作・模様替え等をしてはなりません。

第13条（契約の終了）

次の各号の一に該当する場合は、この契約は終了します。

- ① 要介護の認定更新において利用者が自立もしくは要支援1・2と認定された場合
- ② 利用者が死亡した場合
- ③ 利用者又は身元引受人が第14条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間が満了した日
- ④ 事業者が、第15条に基づき、本契約の解除を通告し、予告期間を満了した日
- ⑤ 利用者が病気の治療等その他のため長期にグループホームを離れることが決まりかつその移転先の受入れが可能となったとき。但し、利用者が長期にグループホームを離れる場合でも、利用者又は身元引受人と事業者の協議のうえ、居室確保等に合意したときは本契約を継続することができます。
- ⑥ 利用者が他の介護療養施設等への入所が決まり、その施設の側で受入れが可能となったとき

第14条（利用者の契約解除）

- 1 利用者及び身元引受人は事業者に対し、いつでも30日の予告期間においてこの契約を解除することができます。

第15条（事業者の契約解除）

- 1 事業者は利用者及び身元引受人に対し、次の各号に該当する場合には、適切な予告期間において、この契約を解除することができず。但し、事業者は、解除通告をするに当たっては、次の第2号を除き利用者及び身元引受人または連帯保証人に十分な弁明の機会を設けるものとします。
 - ① 正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を2ヶ月分滞納したとき
 - ② 伝染性疾患により他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあると医師が認め、かつ利用者の退去の必要があるとき
 - ③ 利用者の行動が、他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することはできないと事業者が判断したとき
 - ④ 利用者又は身元引受人及び連帯保証人が法令その他本契約の条項に重大な違反をし、改善の見込みがないとき

第16条（退去時の援助及び費用負担）

- 1 契約の解除あるいは終了により利用者がグループホームを退去するときは、事業者は予め退去先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業者又はその他の保健機関若しくは福祉サービス機関等と連携して、利用者及び身元引受人に対して、円滑な退去のために必要な援助を行いません。尚利用者の退去までに利用者の生活に要した費用等の実施は、利用者及び連帯保証人の負担とします。

第17条（損害賠償）

- 1 事業者は、利用者に対する介護サービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、利用者に重過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除され、又は賠償額を減額されることがあります。
- 2 事業者は、万が一事故発生に備えて重要事項説明書記載の通り損害賠償責任保険に加入します。
- 3 利用者の故意又は重過失により、居室又は備品につき通常の保守・管理の程度を越える補修等が必要となった場合には、その費用は、利用者又は身元引受人が負担します。

第 18 条（秘密保持）

- 1 事業者は、サービスを提供する上で知りえた利用者及びその家族、利用者代理人等に関する秘密、個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 予め文書により利用者又は身元引受人及び連帯保証人の同意を得た場合は、前項の規程に関わらず、一定の条件の下で情報を提供することができます。

第 19 条（合意管轄）

- 1 本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、熊本地方裁判所をもって第一管轄裁判所とすることを、利用者及び身元引受人または連帯保証人、事業者は予め合意します。

第 20 条（契約に定めのない事項）

- 1 この契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、介護保険法令その他法令の定めるところにより、利用者及び身元引受人、事業者が協議の上、誠意をもって処理するものとします。

個人情報に関する同意書

当施設は、多数の利用者やその家族について、他人が容易には知り得ない詳細な個人情報を保有していることから、個人情報保護法（平成 17 年 4 月施行）に基づき、個人情報を使用する上で、ご本人及びご家族の同意がなければ個人情報を使用できません。その中で、ご本人及びご家族様に対し、最低限度の個人情報を使用させて頂くため、この書面にて同意・ご理解を頂きたいと思っております。

個人情報に対する施設方針

- ① 医療法人愛生会の関連事業所もしくは医療機関、行政機関等との間での個人情報の共有につきましては同意されているものとします。
- ② ボランティアや施設実習生に対しては特段の支障がない限りご紹介させていただきます。
- ③ 入居者及びご家族様に関する情報の、第三者からの電話によるお問合せには一切お答えできません。
- ③ 個人情報を使用した場合は、別紙に個人情報使用記録を残します。

個人情報同意について

- ① 以下の表に個人情報に関する詳細を掲載していますので、同意の欄に記入してください。（同意の場合は ○ 、同意しない場合は × を記入）
- ② 同意する上で条件がある場合は、同意条件へ記入してください。

個人情報に関する内容	同意	同意条件
玄関下駄箱への氏名と部屋番号の記載		
居室入口への氏名掲載		
事務所内の居室プレートの氏名記載		
施設行事等での写真を施設内・外で記載		
施設行事等での作品を施設内・外で掲載		
施設広報誌への写真掲載		
施設広報誌への氏名掲載		
施設内の入居者名での呼び出し		

当時業者は、本書面に基づいてグループホーム愛生の契約について説明を行いました。

(事 業 者)

所在地 熊本県人吉市二日町22
名称 医療法人 愛生会
事業所名 グループホーム愛生
事業所番号 4370300677
代表者 理事長 外山博之 印

(説 明 者)

職名 管理者
氏名 川床夫沙子 印

令和 年 月 日

(利 用 者)

私は、グループホーム愛生利用に関する契約について上記職員より説明を受け、その内容に同意しました。

住 所 _____

氏 名 _____ 印 (代筆者氏名 _____ 印)

電話番号 _____

(連 帯 保 証 人)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

(身 元 引 受 人)

住 所 _____

氏 名 _____ 印 本人との関係 (_____)

電話番号 _____

以上の契約の合意を証するため、本契約書2通を作成し、利用者、事業者が記名押印の上、各自1通ずつ保有するものとします。(署名・押印を省略した場合は、別に記録します)